

# 団体交渉速報

組合は11月18日に東北大学当局と団体交渉を行いました。

10月23日に諸要求を提示して交渉を申し入れ、11月9日にその中の人勧問題について交渉を行い、その宿題事項を含めて諸要求全体について11月18日に交渉を行いました。

## 期末手当の支給月数 0.05 月分引き下げ

当局からは、必要性・相当性を含めた合理的理由の説明はありませんでした。また代償措置もゼロ回答でした。

## 目的限定職員の解雇問題

解雇回避・継続雇用を要求し、業務の変更や配置換え、および採用選考の柔軟な運用を提案しました。また准職員や時間雇用職員として採用する際も、本部主導でマッチングするよう求めました。

## 大学と組合の確認書（2016年2月18日付け）について

定年も更新上限もない2004年3月以前採用の時間雇用職員が無期転換権を行使すると、定年60歳が適用され雇用可能年数が短くなることが明らかになりました。「部局が無期転換するよう本部に推薦し、承認を求めることができる」ことについては拒否されました。

## 病院職員の待遇改善

危険手当（救命救急診療手当）の対象が医師のみから看護師等に拡大されたこと、遡及して2020年2月分から支給することが確認されました。また、危険手当を含む特殊勤務手当の内訳を個々人に通知するよう求めました。

## 助教の給与表の見直し

新教員制度（2007）により、職務が大きくなったのに給与表が改善されていないこと、助手と同じ給与表が用いられている問題について、国大協に提起するよう要求しました。

2020年11月24日

東北大学職員組合執行委員会